

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び主務省令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。次条において「基準省令」という。))その他の法第30条第2項、第41条の2第2項及び第43条第3項の規定に基づく主務省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、主務省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第39条第3項、第4項及び第5項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは、「指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」と、基準省令第50条第7項中「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号。第五十二条第三項において「指定入所施設基準」という。))第五十二条」とあるのは「沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定

める条例(平成二十五年沖縄県条例第二十八号)第五十三条」と、基準省令第52条第3項中「指定入所施設基準第五十三条」とあるのは「沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五十四条」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 指定障害福祉サービスの事業(指定居宅介護の事業、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業、指定重度障害者等包括支援の事業、指定就労定着支援の事業並びに指定自立生活援助の事業を除く。次項において同じ。)の施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 指定障害福祉サービスの事業の用に供する建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 指定障害福祉サービス事業者(指定居宅介護事業者、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、指定重度障害者等包括支援事業者、指定就労定着支援事業者並びに指定自立生活援助事業者を除く。次項において同じ。)又は基準該当就労継続支援B型事業者は、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者及び基準該当就労継続支援B型事業者は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(法第36条第3項第1号の条例で定める者等)

第6条 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第34条の21第1項に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第7条 指定障害福祉サービス事業者及び基準該当障害福祉サービスの事業を行う者(次項及び第3項において単に「事業者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

- 2 事業者の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。
- 3 事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(指定障害福祉サービスの事業の建物に関する経過措置)
- 2 第4条第2項の規定は、この条例の施行の日前に受けた法第29条第1項の規定による障害福祉サービス事業を行う者の指定に係るサービス事業所の建物については、当分の間、適用しない。